

地域メーリングリスト運用規程

全国言友会連絡協議会

第1条 本規程は、全国言友会連絡協議会（以下、全言連）が設置する地域メーリングリストについて定める。

第2条 地域メーリングリストは、登録者間の情報交換や交流を目的とする。

第3条 地域メーリングリストは、全言連の理事会が指定する担当者が運営する。

第4条 登録者の資格要件は全言連の理事会が定める。

第5条 地域メーリングリストに登録されるためには、全言連の理事会が指定する担当者へ申し込み、担当者が理事会から承認を得なければならない。但し、賛助会員としての入会など、当然にその資格が得られる場合はこの限りではない。

第6条 登録者は、任意で退会することができる。

第7条 担当者は、年度末あるいは理事会の求めに応じて登録状況を報告しなければならない。

第8条 2条を著しく逸脱したと認められる事態が生じた場合、運営の担当者は理事会からの承認を得て、当事者及び関係者の登録を削除することができる。

第9条 前条により登録を削除された者は、監事に不服申立をすることができる。

第10条 前条により不服申立を受けた場合、監事は担当者及び登録を削除された者から遅滞なく事情を聴取し、理事会に意見を述べるすることができる。

以上